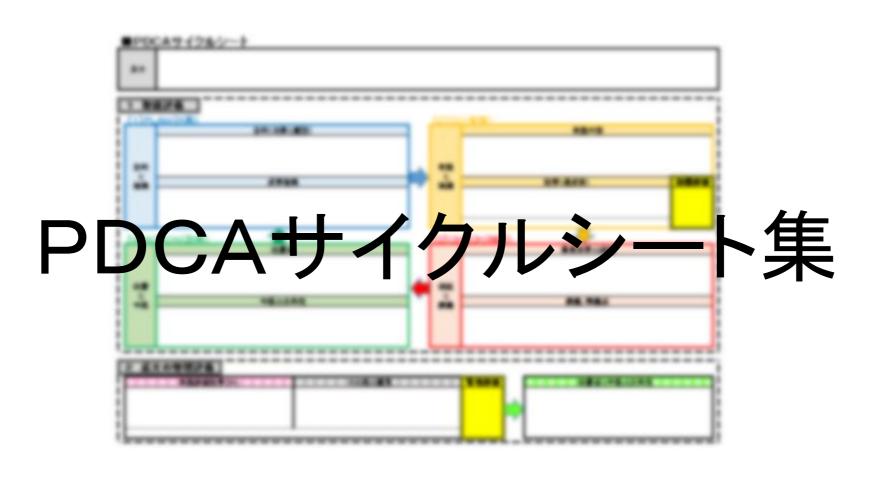
H30事務事業評価資料



一 那須塩原市議会 議会運営委員会 一

【評価区分】

【段階評価】 取組の振り返り 評価

概ね達成している

A:目標達成

➤条文の目的を達成

B: 概ね目標達成

>7割以上、条文の目的達成

一部達成している

C:一部目標達成

>5割以上、条文の目的達成

できていない

D:一部目標着手

➤取組に着手

(3割以下)

E:未着手

【達成割合の算出方法(原則)】 取組実施(増加)の有無を50%とし、件数の多寡や工夫・改善の状況等により加点

(議会の活動原則)

条文 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1)情報の公開を図り、議会活動を説明する責任を果たし、開かれた議会運営を行うこと。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的(対象と意図)

・情報公開と議会活動の説明責任を明確化し、議会活動を広報誌、T V、ホームページにより積極的に公開することで、市民に開かれた議会 運営を行う。

目的と

成果指標

- ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の 多様化≫第17条
- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③情報公開制度の整備。

(4)ACTION(改善)



改善点

- ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化≥第17条
- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③なし。

④SNS等の活用

改善と

今後の方向性

- ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会 議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の 多様化≫第17条
- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③なし。

【2】DO(実施)

取組内容

- ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会 議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の 多様化≥第17条
- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③市議会情報公開条例施行規則の施行。

取組と

結果(達成度)

段階評価

- 実績 ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画 配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアク セス手段・発信媒体の多様化≥第17条
 - ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
 - ③市議会情報公開条例施行規則の施行。

【評価】③法制面での手続き等の明確化(70%)

【3】CHECK(検証)

事業効果の検証

①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会 議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の 多様化≥第17条

- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③市議会情報公開に係る手続き等が明確化されている。

検証 と 課題

課題、問題点

- ①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化≥第17条
- ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項
- ③なし。
- ④さらに、新たな手法を検討

B

条文

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(2)政策の決定を行うとともに、市の事務執行について監視及び評価を行うこと。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的(対象と意図)

- ・議決責任を深く認識し、市の最終意思決定機関として活発で十分な議論を尽くしたうえで政策決定(議決)する。
- 市の事務執行に対する監視機能を発揮する。

目的 と 指標

成果指標

- ①議案質疑した件数の増加。
- ②代表・一般質問した人数の増加。

【4】ACTION(改善)

改善点

- ①2-1:市民からの議会活動に対する意見や評価を把握する。
- ②-2:質問の役割を整理し、会派(議員)周知する。
- ③議決又は報告とする基準を検討する。
- ④事務事業を監視・評価できる仕組みづくりを検討する。

改善 と 今後

今後の方向性

- ①②-1:議会モニター制度など、市民意見・評価を把握する仕組みの導入を検討する。
- (2)-2:会派(議員)の認識共有を図る。
- ③第11条に基づき議決又は報告とするガイドラインの作成を検討する。
- ④「事務事業評価委員会」のような監視・評価できる体制を検討する。

【2】DO(実施)

取組内容

- ①議案の議決件数(H30) ➤ 149件
- ②代表質問及び一般質問(H30) ➤ 定例会4回
- ③計画案件取扱いの審査・決定及び議決

取組実績

結果(達成度)

段階評価

- ①議案質疑した件数(H29:336件) ➤(H30:118件)
- ②代表・一般質問した人数(H29:64人) ➤(H30:59人)
- ③-1:計画案件取扱い審査・決定(H29:32件)➢(H30:25件)[年度]
- ③-2:第11条に基づき議決した件数:(H29:28件)>(H30:13件)

【新規】「計画、協定等概要説明書」による審査 【新規】担当部長による説明体制の構築

【評価】質問・質疑実施(減少)(30%)、計画の峻別(30%)

-

【3】CHECK(検証)

事業効果の検証

- ①質疑は減少したが、事務執行に対する一定の監視機能が発揮された。
- ②質疑は減少したが、事務執行に対する一定の監視・評価機能が発揮された。
- ③計画案件のうち議決事件又は全協報告案件とすべきものを確認することで、 一定の監視・評価機能が発揮された。
- ④監視機能・評価機能が十分に発揮されているとは言い難い。

検証 と 課題

- ①②-1:監視機能・評価機能が発揮されているかの評価ができていない。
- ②-2:会派代表質問と一般質問の役割の違いを認識すべき。
- ③第11条に基づき議決又は報告とする基準の共有
- ④現状の決算資料と事務事業評価書では、特に成果面(アウトカム)での監視・ 評価が困難。
- ⑤質疑件数の減少に対する危機感が希薄。

条文

(議会の活動原則)

■第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(3)議案を審議するとともに、独自政策の立案及び提言に取り組むこと。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的(対象と意図)

- ・議決責任を深く認識し、議案の審議にあたり、市の最終意思決定機関 として十分な議論を尽くす。
- ・市の事務執行がカバーしていない部分について独自政策の立案及び 提言に取り組む。

目的 と 指標

成果指標

- ①議案審議に必要な知識習得機会の増加
- ②独自政策の立案の増加
- ③独自政策の提言の増加

【2】DO(実施)

- ①各種研修の実施
- ②独自政策の調査、研究及び立案
- ③独自政策の調査、研究及び提言

取組 実績

結果(達成度)

取組内容

段階評価

- ①研修会の開催の増加 (H29:2回) ➤ (H30:12回)【年度】
- ②独自政策の立案の件数 (H29:0件) ➤ (H30:0件)【年度】
- ③独自政策の提言の件数(H29:0件) > (H30:2件)【年度】

C

【評価】実施実績あり(50%)、件数が少ない(10%)

【4】ACTION(改善)



改善点

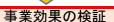
- ①引き続き内部研修や外部研修の充実を図る。
- ②③条例の見方や制定の仕方など、各議員が法制執務に関するスキル向上を図る。
- ④政策の立案・提言方法のシステム化、仕組み作りを検討する。

改善と 今後

今後の方向性

- ①複数年度に渡る研修計画の策定を検討する。
- ②③法制執務に係る研修などを積極的に行い、スキルの向上を図る。 ④議会活性化特別委員会において、政策形成サイクルの調査・研究、
- 導入検討を実施している。【R1取組実行計画No.14】

【3】CHECK(検証)



- ①議案審議に係る知識の向上が図られた。
- ②独自政策の立案に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。
- ③独自政策の提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。
- ④全体として更なるレベルアップが求められる。

検証 と 課題

- ①議案審議に係る知識の更なる向上
- ②③政策を立案・提言するための政策や法制執務に関するスキルが 不足している。

条文

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(4)議会改革に継続して取り組むこと。

取組評価

【1】PLAN(計画)

・地方分権時代にあって、議会に期待される役割・機能を十分に発揮するため、議会運営に係る諸制度・取組ついて不断に見直し、改革を行う。

目的(対象と意図)

目的 と 指標

成果指標

- ①「議会改革度調査ランキング」の「情報共有」点数の上昇。
- ②「議会改革度調査ランキング」の「住民参加」点数の上昇。
- ③「議会改革度調査ランキング」の「機能強化」点数の上昇。

【2】DO(実施)

取組内容

- ①議会だよりの改善、政務活動費関係書類のインターネット公開。
- ②傍聴受付時の記名省略、参考人制度実施、議会報告会(意見交換会)における会場(地域性)を踏まえたテーマ設定。
- ③議会基本条例の検証の実施。
- ④【新規】議会フォーラムの開催(「議会報告会提言書」の提出)
- ⑤【新規】取組実行計画の策定

取組 と 実績

結果(達成度)

総合ランキング順位(H29:20位) > (H30:32位)

- (1)(5)ランキング「情報共有」点数(H29:558点) ➤ (H30:623点)
- ②④ランキング「住民参加」点数(H29:457点) ➤ (H30:627点)
- ③ランキング「機能強化」点数(H29:933点)≫(H30:1,096点)

В

段階評価

【評価】概ね点数は上昇しているが、継続した改革は必要

【4】ACTION(改善)



改善点

- ①議会の見える化をさらに進める必要がある。
- ②④議会活動に参加しやすい環境作りと、参加した市民からの意見を 市政に反映させる仕組みが必要。
- ③⑤議会改革に取り組む体制の充実を図る必要がある。
- ⑥全体として更なる意識の共有化が必要。

改善と 今後

今後の方向性

- ②④議会活動に参加しやすい環境作りについて調査・研究を進めるとともに、 参加した市民からの意見をフォローアップする仕組みを検討する。
- ③⑤【新規】R1.5月に新たに設置した議会活性化特別委員会及び広聴広報特別委員会により、課題の解決に向けた活動実施【R1取組実行計画No.22】

【3】CHECK(検証)



事業効果の検証

- ①-1:議会だよりの見やすさ・分かりやすさが向上した。
- ①-2:政務活動費の情報へのアクセス性、透明性が向上した。
- ②④議会活動に市民が参加しやすい環境整備が図られた。
- ③条例の検証を通じて、取組の振り返り・評価に基づく改善点や今後の 取組を考えるというマネジメントサイクルを検討できた。
- ⑤議会として取組べき事項を整理し、計画として明示できた。

検証 と 課題

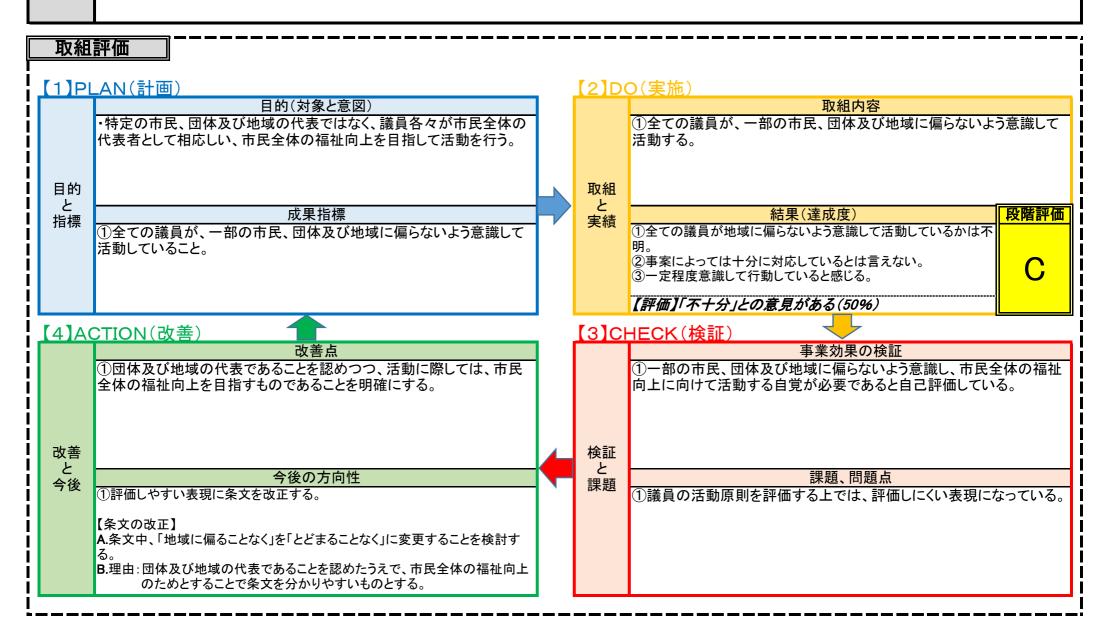
- ①傍聴環境を含め情報公開、情報共有について、さらに調査研究を行 う余地がある。
- ②④議会活動に参加した市民からの意見を市政に反映させる仕組みが十分でない。
- ③⑤PDCAマネジメントサイクルを継続的に実施する必要がある。

条文

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1)議員は、一部の市民、団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉向上のために活動すること。

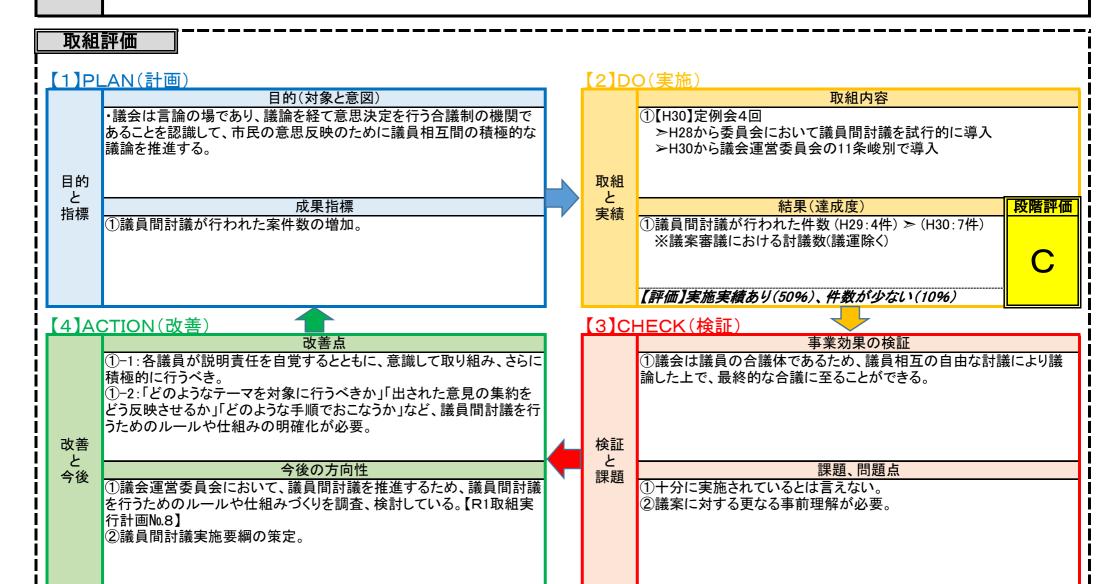


条文

(議員の活動原則)

■第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(3) 議員は、議会が言論の場であり、合議制の機関であることに立脚し、議員間討議を推進すること。



(議員の活動原則)

条文

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(4) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的(対象と意図)

・市政の課題等について、常に調査研究や広く知識を取得する研修に 参加するなどにより、不断の自己研さんに努め、活動に必要な能力の 向上を図る。

目的 لح 指標

成果指標

①視察調査事項の増加(政務活動)。

②研修の受講回数の増加(政務活動)。

【4】ACTION(改善)



- ①②-1:積極的に情報収集し、政策の立案・提言に繋げる。
- ①②-2:各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さ らに積極的に行うべき。
- ③視察調査事項の報告書に加え、提言書又は要望書にまとめ執行部 の回答を求める。

改善 لح 今後

今後の方向性

- ①②-1:積極的に情報収集し、政策の立案・提言に繋げる。
- (1)②-2:各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さ らに積極的に行うべき。

【2】DO(実施)

取組内容

- ①行政視察の実施日数(平均)(H29:3.6日) ➤ (H30:4.6日)
- ②研修の受講日数(平均) (H29:4.1日) ➤ (H30:3.3日)
- ※①②は、【年度】に実施した視察・研修日数の1会派当たりの平均値

取組 実績

結果(達成度)

段階評価

B

- ①行政視察事項(平均) (H29:4.6項目) > (H30:6.8項目)
- ②研修の受講項目数(平均)(H29:10.4項目)>(H30:9.1項目) ※①②は、【年度】の1会派当たりの平均値
- 【評価】①②とも増加(70%)

【3】CHECK(検証)

事業効果の検証

- ①行政視察事項(平均)の増加により、調査研究等が積極的に行われ
- ②各種研修の受講(平均)の増加により、知識の取得等が積極的に行 われた。
- ③効果を事後検証する共通の判断基準を設けては。

検証 لح 課題

- ①②-1:すべてにおいて達成できているとは言えない。
- (1)②-2:質問・質疑や政策の立案・提言にどの程度役立てられたか効 果を把握していない。

(委員会) 条文 取組評価

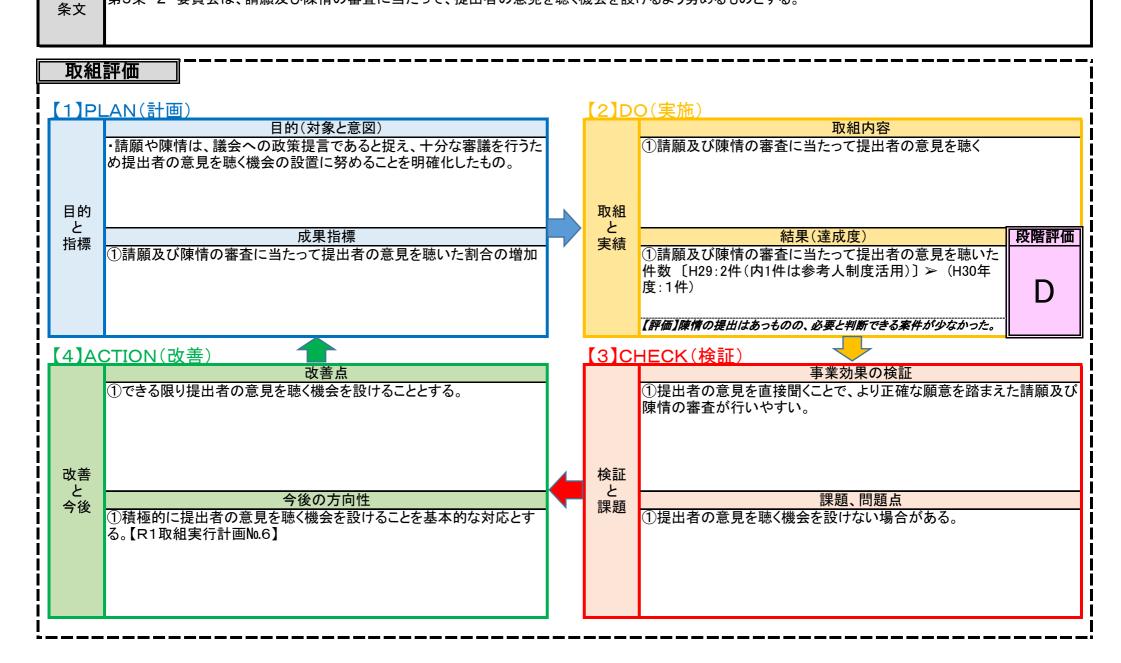
第5条 委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

【2】DO(実施) 【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) 取組内容 ・委員会は、特定の事案について審議するという特性(専門性)から、よ ①政策の調査、研究及び立案。 り具体的に議案等の審議を行うだけでなく、機動的に調査・研究を行 ②政策の調査、研究及び提言。 い、政策立案及び政策提言機能の強化を図る。 目的 取組 成果指標 結果(達成度) 段階評価 実績 指標 ①政策の立案の増加。 ①政策の立案の件数(H29:0件) > (H30:0件)【年度】 ②政策の提言の増加。 ②政策の提言の件数 (H29:0件) ➤ (H30:2件)【年度】 【評価】調査研究の実施(50%)、立案・提言少ない(10%) 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①②条例の見方や制定の仕方など、各議員が法制執務に関するスキ ①政策の立案に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ル向上を図る。 ②政策の提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ③政策の立案・提言方法のシステム化、仕組み作りを検討する。 改善 検証 لح لح 今後の方向性 課題、問題点 課題 今後 ①②法制執務に係る研修などを積極的に行い、より質の高い政策立案 ①②政策立案及び政策提言に関して、抽象的なものではなく、法制執 務等のスキルも備えて、より具体的な政策立案や提言を目指すべき。 及び提言ができるよう、スキルの向上を図る。 ③政策形成サイクルの導入。【R1取組実行計画No.14】

b ___

(委員会)

第5条 2 委員会は、請願及び陳情の審査に当たって、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。



条文

(会派)

第6条 2 会派は、議員の活動を支援するとともに審議能力の向上のために調査研究を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

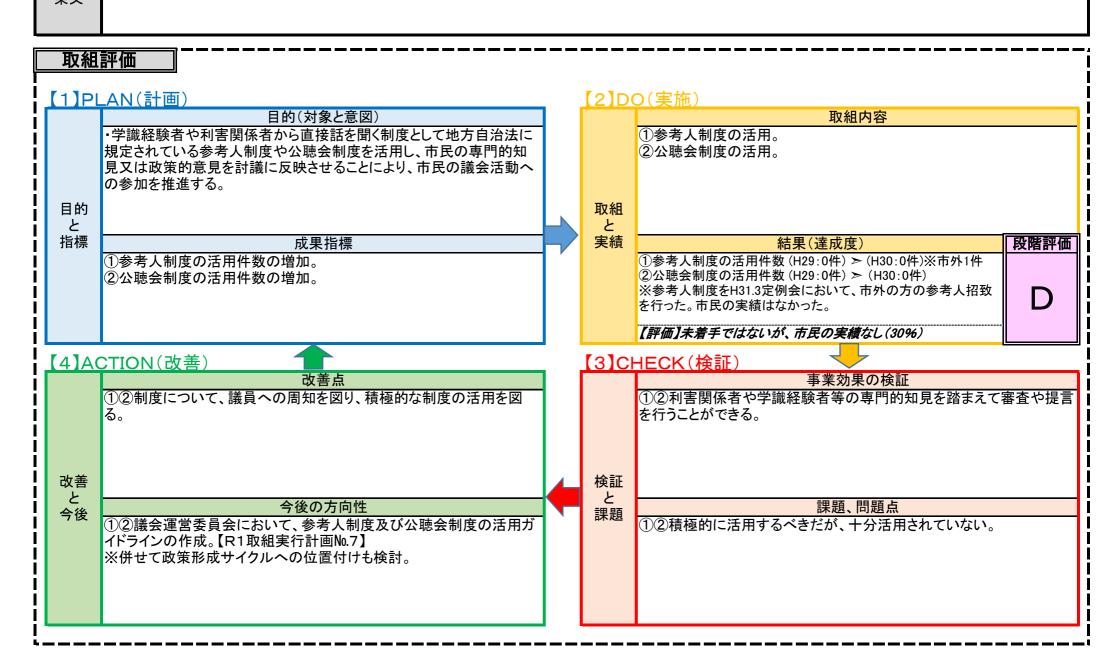
取組評価 【2】DO(実施) 【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) 取組内容 ①行政視察の実施日数 (平均) (H29:3.6日)>(H30:4.6日) ・会派ごとに議案に対する賛否や議案等についての検討、研修活動な どが行われていることから、議員が活動を円滑に行えるよう支援する。 (平均)(H29:4.1日)>(H30:3.3日) ②研修の受講日数 審議に必要な知識の取得及び能力向上を図るための調査研究を行う ③政策立案及び政策提言 (H29: 0件)>(H30: 0件) ことにより、政策立案及び政策提言機能の強化を図る。 ※①②は、【年度】に実施した視察・研修日数の1会派当たりの平均値 目的 取組 成果指標 結果(達成度) 段階評価 指標 実績 ①行政視察事項(平均) (H29:4.6項目) >> (H30:6.8項目) ①視察調査事項の増加 ②研修の受講項目数(平均) (H29:10.4項目)>(H30:9.1項目) ②研修の団体受講回数の増加 ③政策立案及び政策提言の件数(H29:0件) ➤ (H30:0件) ③政策立案及び政策提言の増加 ※①②は、【年度】の1会派当たりの平均値 【評価】①の増加②減少(40%)、③なし(調査研究段階)(10%) 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①②③④会派活動の効果を検証する共通の判断基準を検討する。 ①行政視察事項(平均)の増加により、他自治体の取組事例について 調査研究が行えた。 ②各種研修の受講(平均)の増加により、資質向上が図られた。 ③政策の立案・提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 検証 改善 لح لح 課題、問題点 今後の方向性 今後 課題 ①②③④政策形成サイクルの導入。【R1取組実行計画M.14】 ①②③調査研究及び質問等を通じた一定の政策提言は行えている が、十分ではない。 4調査研究がどの程度行われているのかが把握できていない。

(市民と議会との関係) 第7条 議会は、全ての会議を原則公開とする。 条文 取組評価 【1】PLAN(計画) 【2】DO(実施) 目的(対象と意図) 取組内容 ①本会議の開催(H29:29日) ➤ (H30:30日) ・議会の判断に対する市民の信頼を確保するためには、議会の意思決 定過程を明らかにする必要があることから、会議の原則公開を明確化 ②委員会の開催(H29:89日)➤ (H30:109日) したもの。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 目的 取組 成果指標 結果(達成度) 段階評価 実績 指標 ①本会議の公開率100% ①本会議の公開率100% ②委員会の公開率100% ②委員会の公開率100% ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 【評価】①②公開率100% 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①本会議の公開率100%により、議会の意思決定過程が公開され、市 ①②なし。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 民に開かれた議会に繋がっている。 ②委員会の公開率100%により、委員会における意思決定過程が公開 され、市民に開かれた議会に繋がっている。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 改善 検証 لح لح 課題、問題点 今後の方向性 課題 今後 ①②公開率100%の維持【R1取組実行計画No.1】 ①②なし。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等≥第7条第4項

条文

(市民と議会との関係)

第7条 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。



条文

(市民と議会との関係)

第7条 4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

取組評価

【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) ・傍聴手続きや配付資料の改善など、市民ができるだけ傍聴しやすい 環境の整備に努め、会議等の公開の実効性を確保する。 目的 成果指標

- ①効果的なPRの実施。
- ②傍聴者数の増加。
- ③傍聴しやすい環境の向上。

(4)ACTION(改善)



改善点

- ①スーパーなどへの掲示を検討するとともに、傍聴者アンケートにより 「開催を何で知ったか」を把握する。
- ②③傍聴しやすい環境整備の調査・研究を検討する。

改善

指標

今後の方向性

- ①②他団体の傍聴者数の増加に向けた取組の調査研究を検討する。
- ③傍聴者アンケートを実施(項目追加)するとともに取組の調査研究を 行う。
- ④新庁舎建設に合わせて調査検討する。
- ⑤【新規】みるメールによる周知を行う。【R1取組実行計画No.2】

【2】DO(実施)

取組内容

- ①ポスター掲示等による周知(公共施設35箇所)
- ②議場コンサートの開催(年2回)
- ③傍聴手続きの簡略化

取組 لح

結果(達成度)

段階評価

А

- 実績 ①ポスター掲示等による周知【H30】: 79箇所(公共施設以 外を含む)
 - ②傍聴者数の増加 (H29:371人) ➤ (H30:213人)
 - ③記名を省略したことから傍聴しやすい環境が向上した。

【評価】傍聴者に配慮した取組を積極的に実施(80%)

【3】CHECK(検証)



事業効果の検証

- ①公共施設への掲示により一定の周知が図られた。
- ②議会への関心の増加に寄与した。
- ③傍聴者の手間の削減と個人情報の取扱いを気にせずに済むように なった。

検証 لح 課題

- ①主に公共施設のため、周知範囲に限界がある。
- ②議場コンサートの傍聴人は多いものの、終了後に帰る人が多く、会 議の傍聴にどの程度繋がっているのか不明
- ③更なる環境整備が必要。

条文

(議会報告会)

第8条 議会は、討議内容及び議決事項の報告をするとともに、市政全般の課題について市民と意見交換を行うため、議会報告会を開催するものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的(対象と意図)

- ・市民に対して討議内容及び議決事項を報告するとともに、市政全般の課題について意見交換を行うため、議会報告会を開催する。
- ・市民の意見を踏まえ、議会報告委員会提言書をとりまとめ提出する。
- 具体的には、「議会報告会実施要綱」に定める。

目的 と 指標

成果指標

- ①議会報告会参加者の増加
- ②議会報告会の内容の充実・分かりやすさの向上
- ③議会報告会委員会から市長への提言数の増加

【4】ACTION(改善)



- 改善点
- ①-1:効果的なPRと参加しやすい日時・会場・回数の設定を検討する。
- ①-2:テーマ選択への市民参加の仕組みづくりの検討。
- ②説明方法等について、引き続き工夫を行う。
- ③市民の意見に対する議会と執行部の対応を分かりやすく公表する。

改善と

今後の方向性

- ①-1:PR手法の工夫と議会報告会側から集会に出向くような手法の検討。
- ①-2:ホームページや議会だよりでテーマ募集を行う。
- ②分かりやすい説明方法等を研究し、工夫を行う。
- ③市民意見に係る調査・研究及び執行部への提言【R1取組実行計画 No.3】、フォローアップの仕組み作りの検討。

【2】DO(実施)

取組内容

- ①議会報告会の開催 【H30.5月(6会場)、H30.11月(4会場)】
- ②「議会だより」の活用やパワーポイント資料による分かりやすさの向上。
- ③議会報告会委員会から市長への提言(H30年度:1回)
- 4【新規】議会フォーラムの初開催

取組 と 実績

結果(達成度)

①議会報告会参加者数 (H29.11月:62名) ➤ (H30年5月、11月:144名)

- ②参加者から活発な質問、意見が出されている。
- ③議会報告会委員会提言項目数(H29:9項目) ➤ (H30:16項目) ※各班テーマ(その他の意見等除く)



段階評価

【評価】参加者減だが、内容の工夫、提言実績あり

【3】CHECK(検証)

事業効果の検証

- ①市民に議会活動をお知らせできるとともに、意見交換により市民が意見を表明できる場を設けられる。
- ②議会活動を市民に分かりやすく、直接伝えられた。。
- ③市民が抱える市政の課題・問題を直接的なきっかけとして解決策や政策の提言を行うことから、市民と議会と行政の距離が近づく。

検証と

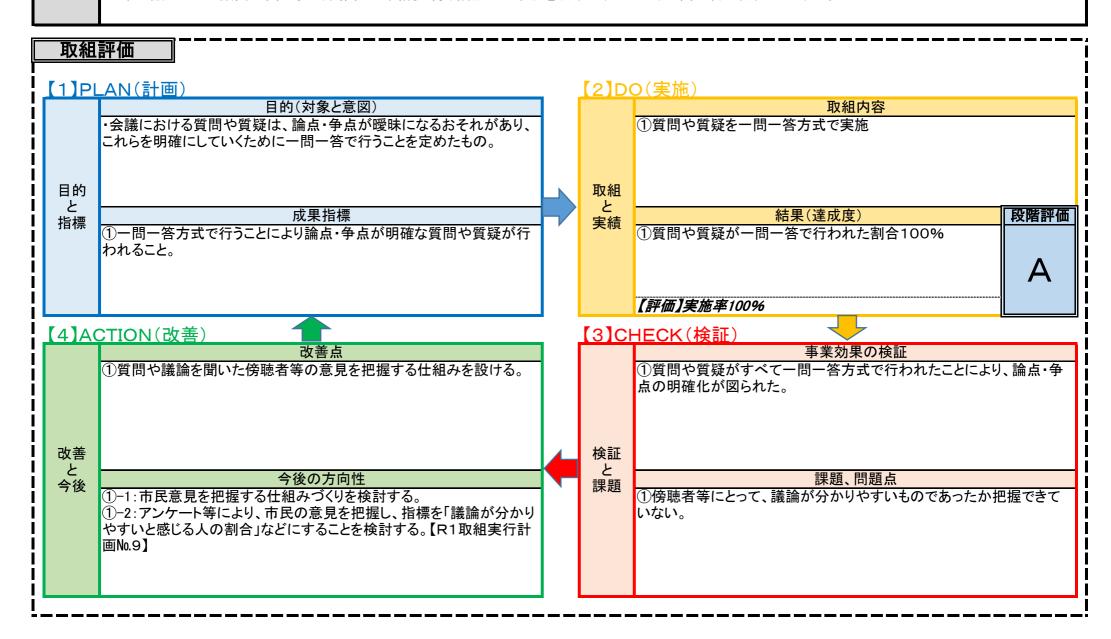
さま 理題

- ①-1:参加者が少ないことから、市民の多様な意見を把握することが難 L.い
- ①-2:市民の関心が高いテーマなのか検討が必要
- ②結果説明だけでなく、審議過程の丁寧な説明も必要。
- ③市民の意見をどのように執行部に要望したのか、また執行部はどの ように反映させるのかのフォローアップが分かりにくい。

条文

(市長等との関係)

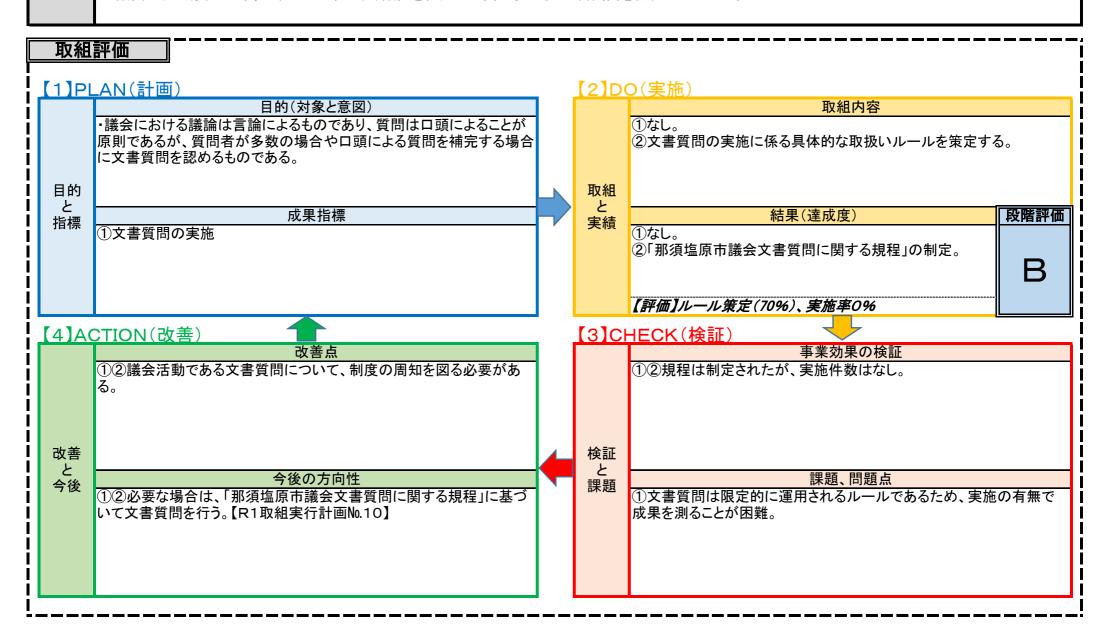
第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとする。 (1)本会議における議員と市長等は、質問又は質疑の際、論点及び争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。



条文

(市長等との関係)

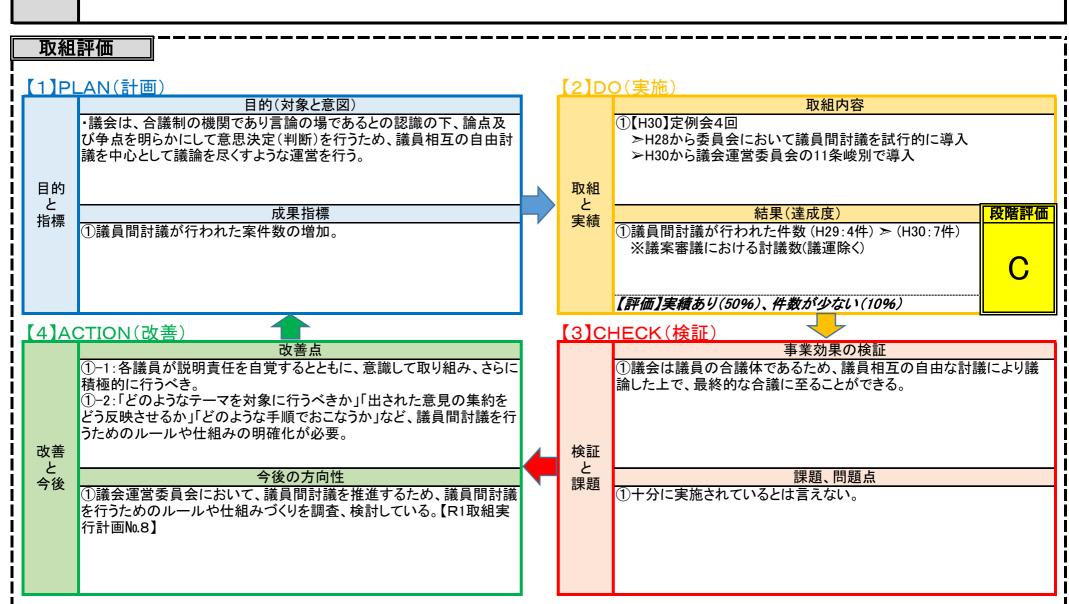
第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとする。 (3)議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。



条文

(議員間討議の原則)

第12条 言論の場である議会は、本会議及び委員会において市長等に対する出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。



条文

(調査研究)

第13条 議会は、議案及び市長等の事務に関する調査を行うほか、議員に対し、市政及び議会運営に関する課題解決のために必要な調査研究を行わせるものとする。

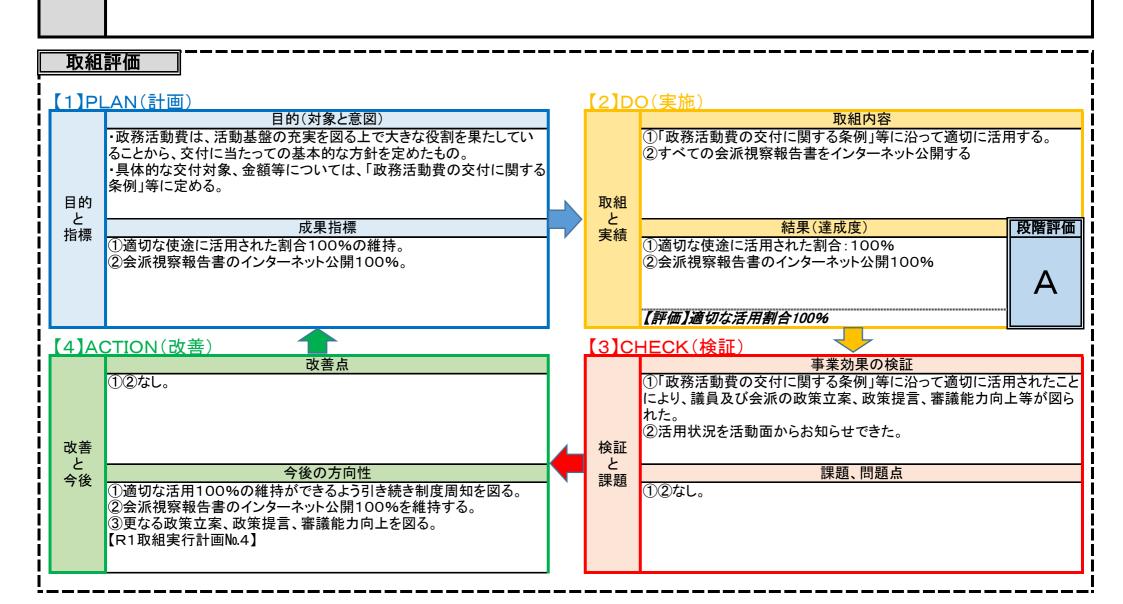
取組評価 【2】DO(実施) 【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) 取組内容 ①行政視察の実施日数(平均) (H29:3日) ➤ (H30:3.5日) ・議会として、市の最終意思決定機能及び監視機能を発揮するために 必要な調査を行うことに加え、議会を構成する個々の議員に対し、市政 ②研修の受講日数(平均) (H29:4.1日) ➤ (H30:3.3日) や議会運営に関する課題解決に必要な調査研究を行わせ、議会に期 ※①②は、【年度】の委員会・会派当たりの平均値 待される役割・機能を十分に発揮する。 取組 目的 段階評価 成果指標 結果(達成度) 指標 実績 ①行政視察項目数(平均)(H29:4項目) > (H30:4.9項目) ①視察調査事項の増加 ②研修の団体受講回数の増加 ②研修の項目数 (平均) (H29:10.4項目) ➤ (H30:9.1項目) ※①②は、【年度】の1委員会・会派当たりの平均値 А 【評価】①の増加(40%)、②の増加(40%) (4)ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①②各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さらに ①行政視察事項(平均)の増加により、調査研究等が積極的に行われ 積極的に行うべき。 ②各種研修の受講(平均)の増加により、知識の取得等が積極的に行 われた。 改善 検証 لح لح 今後の方向性 課題、問題点 課題 今後 ①②議会活性化特別委員会において調査・研究、導入検討を実施して ①②質問・質疑や政策の立案・提言にどの程度役立てられたか効果を いる、政策形成サイクル【R1取組実行計画No.14】の仕組みを活用し 把握していない。 て、政策提言につなげる。

(政務活動費の活用と公開)

第14条 地方自治法第100条第14項の規定により交付される政務活動費は、議員及び会派の政策立案、政策提言、審議能力向上等のために活用されなけれ

ばならない。

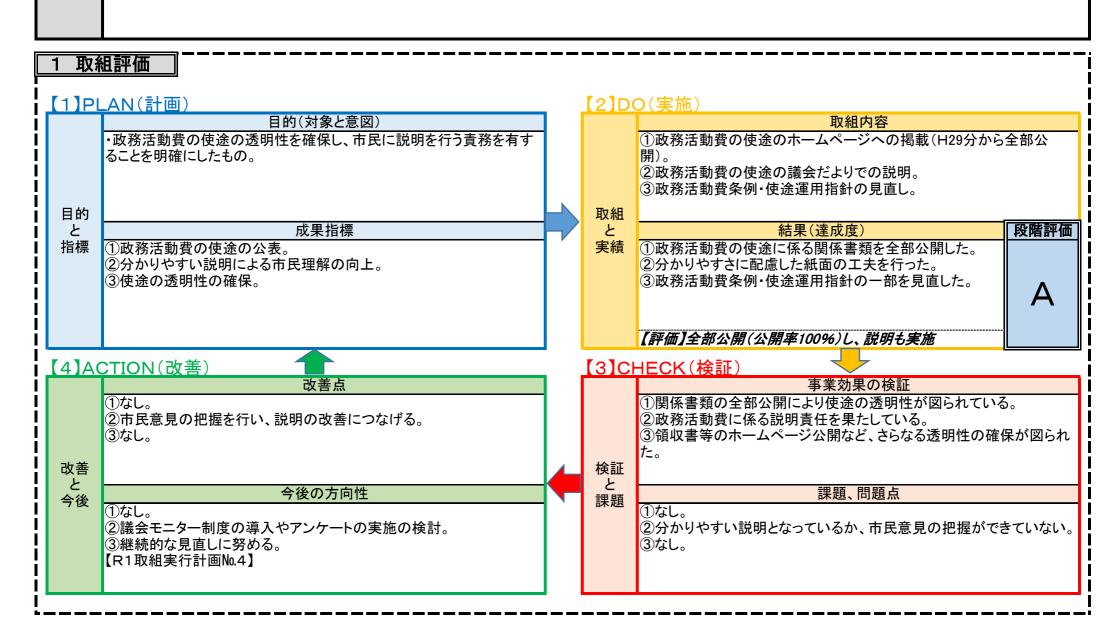
条文



(政務活動費の活用と公開)

第14条 2 議員及び会派は、政務活動費の使途を公表するとともに、説明をする責務を有する。

条文

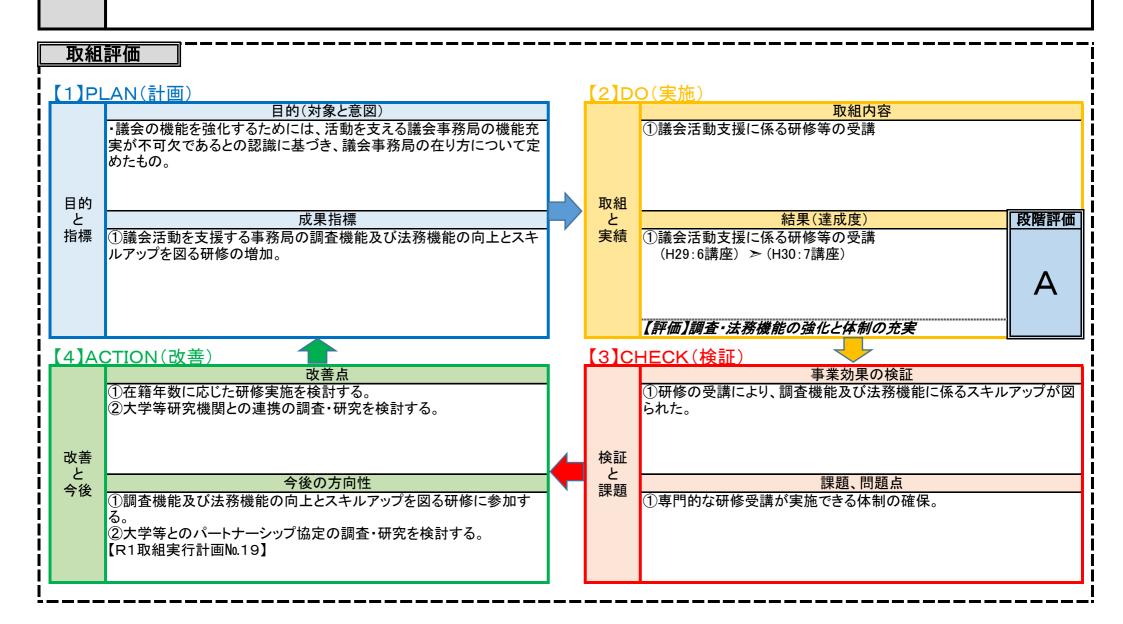


(政務活動費の活用と公開)

第14条 3 議会は、政務活動費の収支報告書及び関係する資料を公開しなければならない。 条文 取組評価 【1】PLAN(計画) 【2】DO(実施) 目的(対象と意図) 取組内容 ・政務活動費の使途の透明性を確保するため、収支報告書及び関係す ①政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿及び領収書を議員図書館 る資料を公開することを明確にしたもの。(根拠法令 地方自治法第100 及びホームページで公開。 条第20項) 目的 取組 成果指標 結果(達成度) 段階評価 指標 実績 ①政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿及び領収書の公開率10 ①政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿及び領収書の 0%の維持。 公開率:100% Α 【評価】公開率100% 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①なし。 ①政務活動費の使途の透明性を確保された。 改善 検証 今後の方向性 課題、問題点 今後 課題 ①なし。 ①なし。 【R1取組実行計画No.4】

(議会事務局)

第15条 議長は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。



条文

(広聴広報機能の充実)

第17条 議会は、市民の意向の把握及び多様な広報手段を用いた情報提供に努めるものとする。

取組評価

【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) ・議会が市民にとって身近で開かれた存在になるため、市民の意見を把 握する機会の確保に努める。 広報誌、ホームページなど多様な広報手段を用いて情報提供すること に努める。 目的 成果指標 ①議会だよりに関心を持つ市民の増加 ②本会議を見る市民の増加 ③本会議・委員会に関心を持つ市民の増加 ④議会が発信する情報へのアクセス件数の増加(ホームページ)

【4】ACTION(改善)

⑤市民意向の把握



- ①市民の意見、評価を把握する。
- ②-1:スマートフォンやタブレットなどでも中継を閲覧可能にする。
- ②-2:質問内容が分かるような表示を行う。
- ③④SNSなどアクセス手段・発信媒体の多様化を行う。
- ⑤各種取組に対する市民の意向の推移を把握する。

改善

今後の方向性

- ①議会モニター制度の検討、アンケートの実施(議会報告会等)。
- ②-1:スマートフォンやタブレットなどでも中継を閲覧可能にする。
- ②-2:映像中継ページに質問通告書を表示する。
- ③④公共施設(各公民館等)へのTV中継拡大のほか、facebook等新た な発信媒体を検討する。
- ⑤議会モニター制度など、市民の参加システムを検討。
- 【R1取組実行計画No.5】

【2】DO(実施)

取組内容

- ①議会だよりの発行【H29】(定例会号4回、新年号1回):各33,200部
- (2)TV中継(本庁舎、西那須野支所)、Web中継【H30】:計30日
- ③本会議・委員会録のホームページ公開
- 4 議会項目のホームページ掲載
- ⑤議会報告会アンケート

取組

実績

結果(達成度)

段階評価

- ①紙面構成等の改善(ぎかいのひととき)
- (2)Web中継アクセス数 (H29:8,116件) > (H30:7,857件)
- ③市議会ページアクセス数 (H29:25,312件) ➤ (H30:18,505件)
- ④市議会情報ページアクセス数(H29:2,082件) ➤ (H30:1,578件) ※③④比較統計 H29.1.1~H2912.31、H30.1.1~H30.12.31
- ⑤報告会アンケート回答(H29:56件) ➤ (H30:84件)

【評価】昨年度70%評価≥件数の減少(−20%)

【3】CHECK(検証)

事業効果の検証

- ①タイトルや紙面の工夫により、見やすさ分かりやすさが向上した。
- ②閲覧者の増加により、本会議に関心を持つ市民が増加した。
- ③閲覧者の増加により、本会議・委員会に関心を持つ市民が増加した。
- ④アクセス数の増加により、議会に関心を持つ市民が増加した。
- ⑤アンケート回答により一定数の市民の意向把握が可能。

検証

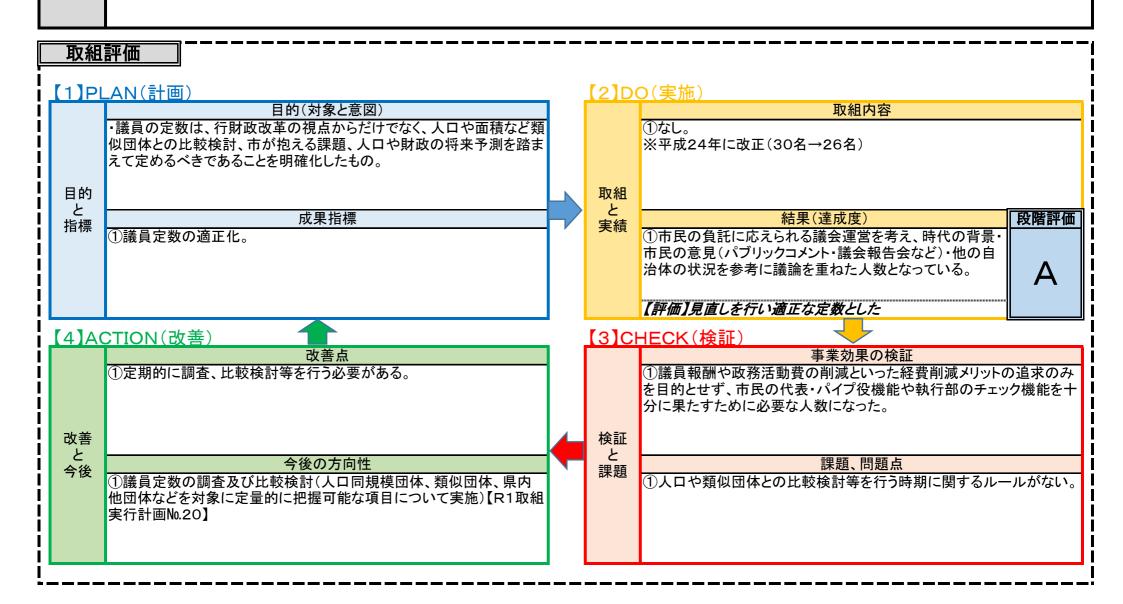
- ①市民の意見を把握しておらず、評価が難しい。
- ②-1:スマートフォンやタブレットなどでは中継が閲覧できない。
- ②-2:中継を見続けないと質問内容が分かりにくい。
- ③④アクセス手段・発信媒体が少ない。
- ⑤詳しい内容についての市民の意向把握が難しく、回答数も少ない。

(議員の政治倫理) ■第18条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。 条文 取組評価 【1】PLAN(計画) 【2】DO(実施) 目的(対象と意図) 取組内容 ・議員は、高い倫理性が求められていることを自覚するとともに、倫理を ①政治倫理基準の制定【H27~】。 保持し、市民から公正を疑われないように行動する。 ②就業等報告書、資産等報告書の提出の義務付け【H27~】。 議員の政治倫理については、「政治倫理条例」に規定している。 ③政治倫理審査会の設置·審査【H27~】。 目的 取組 لح 段階評価 成果指標 結果(達成度) 指標 実績 ①政治倫理基準の違反件数0件の維持。 ①政治倫理基準の違反件数:O件 ②就業等報告書、資産等報告書の提出率100%の維持。 ②就業等報告書、資産等報告書の提出率100% ③政治倫理審査会からの問題等指摘事項0件の維持。 ③政治倫理審査会からの問題等指摘事項0件 Α 【評価】実施50%、違反指摘なし50% 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①②③市民の市政に対する信頼の維持が図られた。 ①②③なし。 改善 検証 課題、問題点 今後の方向性 今後 課題 ①政治倫理基準の遵守(違反0件) (1)②(3)なし。 ②就業等報告書、資産等報告書提出率100% ③政治倫理審査会からの「問題等指摘事項なし」の維持 【R1取組実行計画No.12】

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

条文



(議会制度及び運営の見直し) ■第20条 議会は、制度や運営の方法について、継続的な見直しを行うものとする。 条文 取組評価 【2】DO(実施) 【1】PLAN(計画) 目的(対象と意図) 取組内容 ・議会基本条例に沿った議会運営と市民意見や社会情勢の変化等を ①電子表決システムの導入検討 勘案し、議会の制度(在り方)について不断の検討を重ねることとし、必 ②タブレット端末導入検討 要に応じて見直しを行うことを明確化したもの。 ③委員会室における名札の表示の検討 目的 取組 成果指標 結果(達成度) 段階評価 指標 実績 ①制度や運営について、継続的な見直しが行われている。 ①電子表決システムの試行導入(起立採決と併用) ②タブレット端末導入経費のR1年度当初予算計上 ③机上に名札表示【H29~】 Α 【評価】必要に応じ制度や運営の見直し実施 【4】ACTION(改善) 【3】CHECK(検証) 改善点 事業効果の検証 ①②円滑なシステム導入に向けた準備・研修等の実施を検討する。 ①各議員の賛否が分かりやすく表示される。 ③なし。 ②ペーパーレス・コスト削減、クラウド化による調査・研究の活発化 ③傍聴者に発言者(氏名)が分かりやすくなった。 検証 改善 今後の方向性 課題、問題点 ①電子評決システムの本格導入検討 12システムを使いこなせるまで時間を要する可能性がある。 ②【新規】タブレット端末を活用した効果的・効率的審議 ③なし。 ③なし。 ④「どのような改革に取り組むべきか」の市民ニーズ調査・把握 【R1取組実行計画M.22】

(条例の見直し)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

条文

